第明治三十五種郵便物認可

平成２７年（フ）第１６０号
長崎県佐世保市日宇町2572番地５　コーポ中村102号、前住所大阪府堺市北区東上野芝町２丁500番地１　ファミールハイツ上野芝Ｉ―604
債務者　上池　政博
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
長崎県佐世保市宇久町平3977番地４
債務者　勝見由美子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１０５３２号
東京都北区中十条１丁目18―５―101
債務者　海野惠美子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５５４号
東京都板橋区赤塚３丁目38―３　第３ロワイヤル105
債務者　熊谷由美子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５５５号
東京都板橋区赤塚３丁目38―３　第３ロワイヤル105
債務者　熊谷ノリ子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７８０号
横浜市戸塚区名瀬町123番地３　ビオトープＫ201号
債務者　齋藤　祐則
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２３号
茨城県つくばみらい市青木322番地10
破産者　田村　康宏
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１号
茨城県稲敷郡阿見町南平台３丁目38番地１
破産者　服部　初枝
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４１号
長崎県佐世保市天神５丁目22番５号、前住所長崎県佐世保市東山町20番12号
破産者　西川　正美
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７００号
埼玉県北足立郡伊奈町栄６丁目90番地６
破産者　青木　秀丈
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７９８号
埼玉県川口市柳崎４丁目12番11―308号　レスペディーザ柳崎
破産者　中村　　亨
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
埼玉県深谷市東方3684番地19、破産開始決定時の住所埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージ籠原418
破産者　本山　　強
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３４０号
北海道江別市野幌住吉町28番地の５　ローズベレー105
破産者　次木　初恵（旧姓問谷）
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４１号
北海道江別市野幌住吉町28番地の５　ローズベレー105
破産者　工藤　綾香
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５２号
岩手県岩手郡雫石町高前田118番地４　上町住宅36号
破産者　石田　秀夫
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１４５号
群馬県富岡市田篠1440番地３
破産者　八木　克則
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１４６号
群馬県富岡市田篠1440番地３
破産者　八木　清子
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２１５号
東京都東村山市富士見町１丁目14番地　南台団地　４―405、申立時の住所埼玉県所沢市大字北秋津778番地の33
破産者　祷　　賢
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部